

水道分野におけるコンセッション方式利用の進展と個人情報保護

寺田麻佑¹³ 板倉陽一郎²³

現在、静岡県浜松市や東京都において、水道分野に関して、PFI方式の一つであるコンセッション方式、すなわち水道施設の運営権を民間事業者に与える方式の導入が検討されている。このようなコンセッション方式を導入する場合、水道事業の事業主体は、民間事業者となる。このような水道分野におけるコンセッション方式の利用については、様々なリスクも指摘されている。そのなかでも、個人情報保護の在り方は情報の取扱いの方法も含めて問題となる。本稿においては、水道分野におけるコンセッション方式導入に関する検討状況をみたくて、コンセッション方式が採用されて実際に民間事業者が水道事業の提供者となった場合に、重要な社会インフラでもある水の利用に関連する様々な個人情報の取扱いに関する規律について検討を行う。

Progress of Utilization of Concession Method in Water Supply Field and Protection of Personal Information

MAYU TERADA^{†1} YOICHIRO ITAKURA^{‡2}

Currently, Hamamatsu City in Shizuoka Prefecture and Tokyo Metropolitan Government are considering introducing the concession system which is one of the PFI method to introduce a system which gives the operation rights of water supply facilities to private operators with respect to water supply field. When introducing such a concession scheme, the project entity of the water supply business will become a private business entity. Various risks are pointed out regarding the use of the concession method as such in the water supply field. Among them, the way of protecting personal information involves problems including how to handle information. In this paper, the discussion on the concession system introduction in the water supply sector will be reviewed. At the same time, discussion concerning discipline of handling various personal information related to the use of water will be considered as it is an important social infrastructure. When the concession system is adopted, and the private enterprise actually becomes the provider of the water supply project, it is important to consider the way and treatment of personal information of the field.

1. 問題の所在

現在、東京都や宮城県において、水道分野に関して、PFI方式の一つであるコンセッション方式、すなわち水道施設の運営権を民間事業者に与える方式の導入が検討されている。このようなコンセッション方式を導入する場合、現行の水道法上では、水道事業の事業主体は、民間事業者となることとなる。

そもそも、水道という地域の人の生活に重要な分野において、運営主体（事業主体）を民間事業者とすることに関しては、事業者が破たんしてしまう場合のリスクや、提供する水の品質等を維持することがどのように可能となるのかといった疑問も示されている。また、多くの重要な生活に関する基本的な情報を管理する主体が民間事業者になる場合に、どのような形で情報管理を行っていくのかということも問題となる。このように、水道事業の事業主を民間事業者とする、水道分野におけるコンセ

ッション方式の利用については、様々なリスクが指摘されている。

リスクのなかでも、特に、水道事業分野にコンセッション方式を導入する場合の個人情報保護の在り方、情報の取扱いの方法とその規律は、水道事業が多くの人の生活に不可欠である点からも、事前に検討が必要であろう。

そこで、本発表においては、コンセッションと水道に関する議論の状況や水道分野におけるコンセッション方式導入に関する検討状況をみたくて、コンセッション方式導入に関する一般的リスク等について検討をおこなう。そのうえで、コンセッション方式が採用されて実際に民間事業者が水道事業の提供者となった場合に、重要な社会インフラでもある水の利用に関連する様々な個人情報の取扱いに関する規律について検討を行う。

1.1 コンセッションとは何か

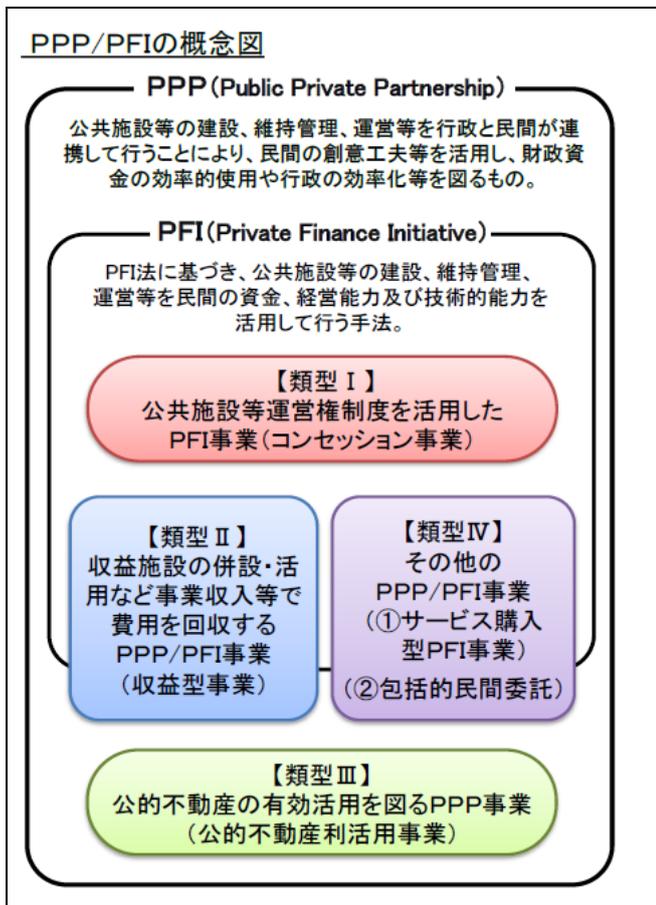
コンセッションとは、利用料金等の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を、発注者たる公共団体（主体）に残したまま、当該公共施設等の運営（経営）を民間の会社が行うものである[1]。

コンセッションという方式は、官民連携事業（PPP: Public Private Partnership）としての、公的機関と民間機関による連携事業の方式の一つといえる。官民

1 国際基督教大学教養学部准教授
Associate Professor of Law, College of Liberal Arts, International Christian University
2 弁護士・ひかり総合法律事務所
Attorney at Law, Hikari Sogoh Law Offices
3 理化学研究所革新知能統合研究センター（AIP）
RIKEN AIP

連携（公私協働とも説明される）は非常に広い意味内容を包含しており、その中で、特に国又は地方公共団体が、その行う業務(任務)の実施に関する最終的な責任等をその国や地方公共団体に保留しつつ、具体的な実施の部分を民間の主体に委託する、外部委託としての、PFI (Private Finance Initiative)とコンセッションが存在している（その他、外部委託としては、市場化テスト等も指摘される）[2].

参考：PPP/PFI の概念図



出典：PPP/PFI 推進アクションプラン(概要)（平成 28 年 5 月 18 日民間資金等活用事業推進会議決定）

http://www8.cao.go.jp/pfi/whatsnew/kiji/pdf/actionplan28_1.pdf

1.2 水道分野におけるコンセッション—日本再興戦略 2016・PPP/PFI 推進アクションプラン

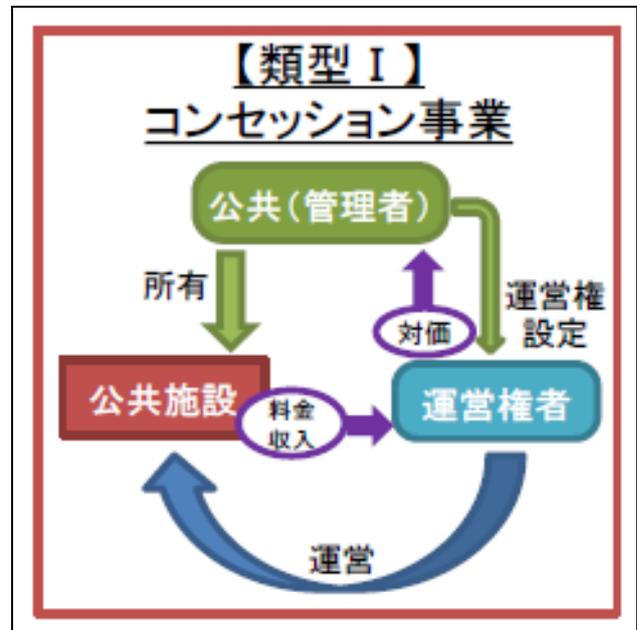
水道分野におけるコンセッション事業については、近年に至り、「日本再興戦略 2016 —第 4 次産業革命に向けて—」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）をはじめとする閣議決定文書等により、その推進が謳われた[3].

平成 29 (2017) 年 6 月には、内閣府において、「PPP/PFI 推進アクションプラン（平成 29 年改定版）」（平成 29 年 6 月 9 日民間資金等活用事業推進会議決定）が定められた。このアクションプラン（平成 28 年度のアクションプランの改定版）においては、水道、下水道分野が、空港や道路とともに重点分野と定められ、官民連携に関して、

集中的な取組を実施していくこととされた。

このように、アクションプランにおいては、水道分野がコンセッション事業における重点分野の一つとして位置づけられている。コンセッション事業は、公共施設等運営権制度を活用した PFI 制度として、事業規模 7 兆円程度が目指されている（「PPP/PFI 推進アクションプラン（平成 29 年改定版）」参照）。

参考：コンセッション事業の概念図



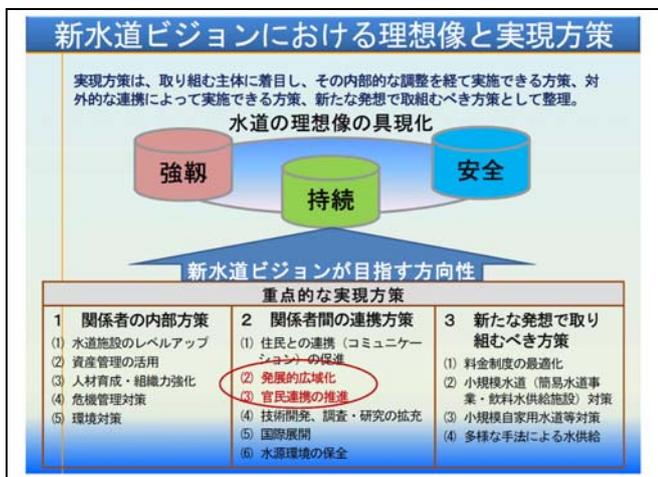
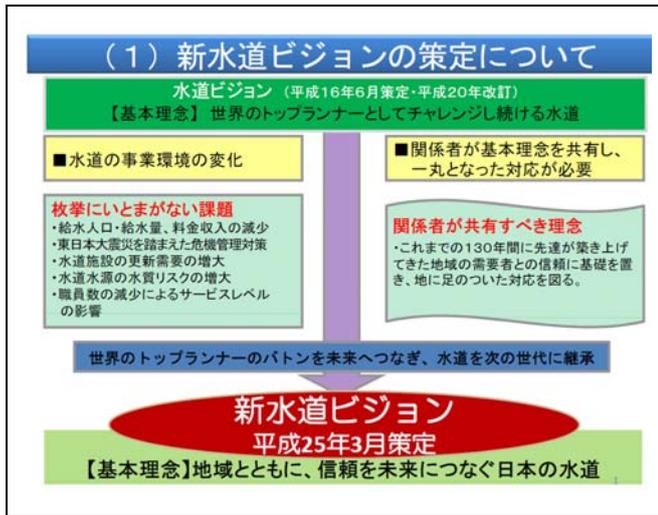
出典：PPP/PFI 推進アクションプラン(概要)（平成 28 年 5 月 18 日民間資金等活用事業推進会議決定）

http://www8.cao.go.jp/pfi/whatsnew/kiji/pdf/actionplan28_1.pdf

1.3 厚生労働省におけるこれまでの取り組みと水道ビジョン

このように、内閣府におけるアクションプランによってコンセッションの重点分野として水道が指定される前より、厚生労働省においては、水道分野において官民連携に関する取り組みがなされている。具体的には、平成 19 (2007) 年 11 月には「水道事業における PFI 導入の手引き」が作成されており、この手引きの中で、PFI 導入可能性の検討にあたり、水道事業者が簡易判定すべき事項などについて説明がなされている[4]。また、経済産業省と連携して、水道事業者と民間事業者のマッチングを促進し、意見交換をおこなう「官民連携推進協議会」が平成 22 (2010) 年度より、全国各地で開催されている。

さらに、平成 25 (2013) 年 3 月に公表された「新水道ビジョン」においては、水道を取り巻く厳しい社会環境などを踏まえて、健全かつ安定的な事業運営の持続のための重点的な実現方策の一つとして、「官民連携の推進」が掲げられていた。



出典：厚生労働省説明資料「上水道分野における PPP/PFI 等について」平成 26 年 2 月 12 日

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/bunka/ricchi/dai2/siryous.pdf>

また、水道分野におけるコンセッションを含めた官民連携の手引きに関しても最新版が公表されている[5]。

2. 水道法関連規定

次に、水道法の規定及び、平成 29 (2017) 年 3 月に国会 (第 193 回国会 (常会)) に提出された、「水道法の一部を改正する法律案」についてみることにする。もっとも、上記法律案は、継続審議となり、のちに廃案となっている。

2.1 水道法の規定

現在の水道法の規定は、水道事業の経営主体を原則として市町村としており、当該市町村の同意を得た場合に、市町村以外の者 (都道府県、民間事業者等) も水道事業を営むことができるとしている。

(事業の認可及び経営主体)

第六条 水道事業を営もうとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 水道事業は、原則として市町村が営むものとし、

市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を営むことができるものとする。

2.2 水道法改正案の内容

第 193 回国会 (常会) に提出されていた、水道法改正案の内容についてみていくことにする。

平成 29 (2017) 年の水道法改正案は、人口減少社会ともなう水の需要の減少や、水道施設の老朽化や、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応したうえで、水道事業本体の基盤を強化するために、所要の措置を講ずることを目的としたものであった。廃案となっていなければ、平成 30 (2018) 年度以降に施行される予定であったものである。具体的には、以下のような内容が提案されていた。

1. 関係者の責務の明確化
 - (1) 国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
 - (2) 都道府県は水道事業者等 (水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。) の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
 - (3) 水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。
2. 広域連携の推進
 - (1) 国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
 - (2) 都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
 - (3) 都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。
3. 適切な資産管理の推進
 - (1) 水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
 - (2) 水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
 - (3) 水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
 - (4) 水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。
4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持し

つつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制（5年）を導入する。

※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

上記水道法改正案において一番着目されていた点が、市町村が水道事業を営むという原則は変えずに、多様な官民連携の選択肢を広げるという観点から、地方公共団体が水道事業者等としての位置づけを維持しながら、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設の公共施設等運営権を民間事業者に設定できる方式を創設することとしていた点であった。

すなわち、改正前の（現行の）水道法においては、コンセッション方式を利用する場合、法律上、事業主体自身が民間事業者となるため、ライフラインである水道が民間事業者によって提供されるということとなっていたが、改正案に従えば、事業主体は市町村であるまま、運営権のみを民間事業者に委ねることができるということになる。

改正案が成立すれば、地方公共団体は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づく議会承認等の手続きに加えて、水道法に基づく厚生労働大臣等の許可を受けることによって、民間事業者が水道施設の運営権を設定できることとなる予定であった[6]。

3. 水道分野におけるコンセッション方式導入に指摘されるメリットとデメリット

水道事業にコンセッション（水道資産を地方公共団体が所有し、地方公共団体と民間事業者が事業権の契約を締結することによって、民間事業者が水道の経営権を獲得する方法）を導入する場合、民間事業者による運営の契約期間は、20年から30年の長期にわたることが想定されている。

この水道分野におけるコンセッション方式のメリットとしては、水道事業の経営を含めたすべての業務について民間事業者が包括的に担うこととなるため、民間事業者のノウハウや活力が活かされることとなるという点が指摘されている。

また、デメリットやリスクとしては、これまでに、一般導入が予定されている静岡県浜松市などの例を除いてコンセッションの導入例がなかったため、連携形態として、未知数な部分があり、導入することによって、制度的課題が顕在化するリスクがあると指摘される。

また、水道法の制定時にはコンセッション方式などは想定していなかったことも含めて、リスクをどのように考えたらいいかも不透明な部分がある。

さらに、民間事業者が水道事業者等となるには、当該民間事業者等において、水道事業認可を取得する必要があるほか、水道利用者の対応もおこなわなければならないところ、水道利用者の情報の管理などを含めて、管理をどのように行っていくのかという問題が考えられる。

特に、水道という非常に生活に密着した情報を扱う事業者として、個人情報取扱いなどの状況について、問題が生じないように制度構築を行うべきであろう。

また、民間事業者が水道事業者となるため、地方公共団体が水道事業者であれば発生しなかった想定外の負担などが発生する可能性があり、それらへの対応も必要とされる[7]。

4. 静岡県浜松市におけるコンセッション導入の検討

以下においては、我が国において初となる、下水道分野におけるコンセッション方式導入を決定している、浜松市における事例を検討する。

4.1 浜松市における下水道事業分野のコンセッション導入

静岡県浜松市は、下水道事業においてコンセッション事業の導入を積極的に検討し、実際に、平成30（2018）年4月より、コンセッション方式の下水道運営を実施する自治体である。具体的内容については、平成29（2017）年10月30日、世界の水関連会社の一社であるフランス水道事業運営大手のヴェオリアやオリックスなど6社の企業連合と浜松市が、下水道施設の運営権売却（コンセッション）について、正式な契約を結んだとのニュースリリースがなされている[8]ので、これをみることにする。

2017年10月30日
ヴェオリア・ジャパン株式会社
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社
JFEエンジニアリング株式会社
オリックス株式会社
須山建設株式会社
東急建設株式会社

浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業に関する実施契約締結の件

ヴェオリア・ジャパン株式会社およびヴェオリア・ジェネッツ株式会社（本社：東京都港区、社長：野田 由美子）、JFEエンジニアリング株式会社（本社：東京都千代田区、社長：大下 元）、オリックス株式会社（本社：東京都港区、社長：井上 亮）、須山建設株式会社（本社：静岡県浜松市、社長：須山 宏造）、東急建

設株式会社（本社：東京都渋谷区，社長：飯塚 恒生）は、「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業」における運営権者として「浜松ウォーターシンフォニー株式会社」（以下「HWSJ」）を設立し、2017年10月30日付で浜松市との間で「浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業公共施設等運営権実施契約」を締結しましたので、お知らせします。
 今後は、2018年4月1日に予定されている本事業の開始に向けて、円滑な業務引継ぎに努めてまいります。
 本事業は、新たな運営手法の一つとして注目されるコンセッション方式の上下水道分野における国内第1号案件であり、HWSの株主各社が有するノウハウを最大限活用し、地域に根差した持続可能な下水道事業運営を目指します。[以下略]

今回のコンセッション契約により、浜松市は運営権対価 25 億円を受け取る予定とされている。また、事業運営主体の企業連合は平成 30（2018）年 4 月から 20 年にわたり事業を担う予定で、従来の事業費と比べ 14%，87 億円のコストダウンを実現することが目指されている [9]。

4.2 浜松市における水道とコンセッションを巡るこれまでの経緯

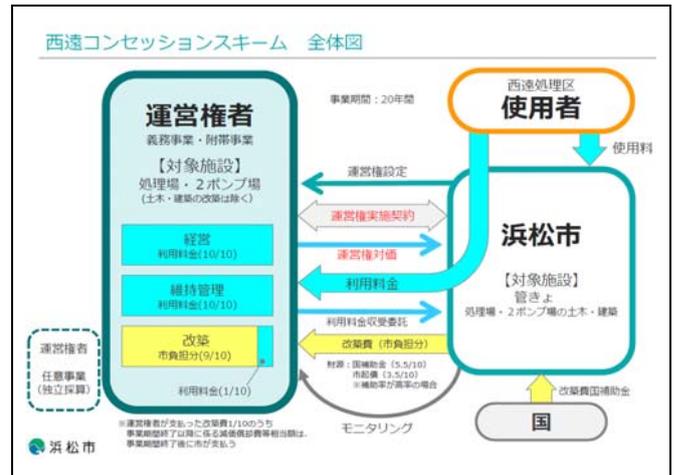
浜松市は、水道関連施設の維持管理を行う市職員の増加が困難な状況にあったことや、業務の質を維持しながら、経営の効率化を図る必要などを検討していた。平成 23(2011)年に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）が改正され、コンセッション方式が整備されたのを契機とし、国土交通省による先導的官民連携支援事業としてコンセッション方式の活用可能性について検討することとした[10]。

その後、浜松市は、平成 25(2013)年度にも、国土交通省の先導的官民連携支援事業を活用し、特に浜松市の西遠流域下水道事業を対象として、コンセッション方式と包括的民間委託の導入可能性の調査を行い、コンセッション方式のほうが市職員の人員配置が少なく済む（7 人対 3 人）という検討結果を受け、平成 26(2014)年 8 月にコンセッション方式の導入を決定して浜松市議会に報告し、平成 28（2016）年 2 月に実施方針を公表し、その後、特定事業として事業者の選定を行っている。

なお、コンセッションは、浜松市の全域で行われるわけではなく、西遠処理区のみにおいて行われる。

このようなコンセッション方式の導入は、老朽した施設の更新も含めてどのように持続可能な経営をおこなっていくのか等を含めて現実的に検討をした結果であると説明されている。また、事業主体の代表企業がヴェオリア・ジャパンという外資企業である点については、提案を重視したことや、浜松市による、運営権者の適切かつ確実な運営履行のためのモニタリングを行うといったことが説明されている[11]。

図：浜松市におけるコンセッション参考資料



出典：「下水道における課題解決のための PPP/PFI 説明会 平成 29 年 8 月 3 日資料」

浜松市上下水道部「浜松市における 下水道事業へのコンセッション方式導入について」

<http://www.mlit.go.jp/common/001202606.pdf>

5. 東京都の下水道運営権売却に関する検討

東京都の都政改革本部会議（2017 年 12 月 26 日）において、東京都下水道局は、「見える化改革 報告書 下水道事業」を発表し、その中において、今後の下水道事業の運営のあり方については、包括的な民間委託やコンセッション方式なども含めて検討を進めるとした[12]。

東京都下水道局においては、これまでも既存施設を活用した発電事業や、汚泥処理施設における炭化事業などにおいて、すでに PPP/PFI 手法による取り組み等をおこなってきているところ、今後の下水道事業の方向性として、可能性のうちの一つとして、経営効率化を図るためにも、新たな視点からの包括的民間委託など提案されている。具体的には、とくに、生産性の向上を目指し、水再生センターの維持管理業務等について、包括的民間委託やコンセッション方式などの新たな運営手法の検討を進めることや、技術継承などの観点から監理団体との役割分担も含め直営業務と委託業務の見直しを図ることなどが提案されている[13]。

事業名	事業概要	事業方式	供用開始	事業期間	事業費	事業効果	受注者
新・水再生センター 常用発電設備整備事業	汚泥処理過程で発生するメタンガスと燃料として利用するバイオマス発電	PFI (BOT ^{※1})	2004	2024.3まで (20年)	138億円	温室効果ガスの削減、 建設費・電力費の削減、 自主電源の確保、 事業コストの削減ととして 122億円の効果	清水エナジー サービス(株)
新・水再生センター 水力発電事業	水再生センターの豊富な処理水と 放流汚泥を有効利用した水力発電	DBO ^{※2}	2005.6	2025.3まで (20年)	1.6億円	温室効果ガスの削減、 建設費・電力費の削減	メタウォーター(株)
東部スラッジプラント 汚泥炭化事業	下水汚泥から炭化物を製造し、 燃料として有効で供給	DBO	2007.11	2027.3まで (20年)	136億円	温室効果ガスの削減、 建設費・維持管理費の削減、 汚泥資源化の促進、 確立処分場の確保	バイオ燃料(株)
清瀬水再生センター 汚泥ガス化事業	下水汚泥を低熱状態で蒸し焼きにし、 可燃性ガスを生じさせ、発電に利用	DBO	2010.7	2030.3まで (20年)	88億円	温室効果ガスの削減、 建設費・維持管理費・電力費 の削減	メタウォーター(株)
東部スラッジプラント 汚泥炭化事業(その2)	下水汚泥から炭化物を製造し、 燃料として有効で供給	DBO	2013.7	2033.3まで (20年)	156億円	温室効果ガスの削減、 建設費・維持管理費の削減、 汚泥資源化の促進、 確立処分場の確保	バイオ燃料(株)
新・水再生センター再構築 に伴う上部利用事業	雨天貯留池の建設にあわせ、 その上部を民間業者に貸し付け、 業務・商業ビルを建設	民間収益 施設の提供	2015.2	2045.3まで (30年)	—	用地確保と付帯として 648億円を取得	NTT都市開発(株) 大成建設(株) ヒューリック(株) 東京都市開発(株)

出典： 東京都下水道局は、「見える化改革 報告書
下水道事業」2017年12月26日 50頁

http://www.toseikaikaku.metro.tokyo.jp/kaigi13/04-2_gesuidou/03_houkokusyo.pdf

第4章 今後の下水道事業の方向性				
3 今後の戦略・構想(3/3)				
下水道施設の民間を活用した運営手法				
運営手法	対象	内容	メリット・デメリット	各都市の導入事例
業務委託 (現状)	維持管理	・施設の維持管理など個別業務を委託 (仕様発注、主に単年契約)	・都が強く関与していく必要があり、民間企業の創意工夫の余地が少ないため、コスト削減は限定的である。 ・職員数の削減の一方、都としてのノウハウを一部喪失する。	東京都(公共下水道)、名古屋市(公共下水道)など
包括的 民間委託	維持管理	・サービスの質を確保しつつ民間の創意工夫を活かした効率的な維持管理 (性能発注、複数年契約)	・民間事業者のインセンティブが働きやすく、コスト削減につながる。 ・職員数の削減の一方、民間事業者の技術力に依存することで、都としてのノウハウを喪失する。	大阪市(公共下水道)、大牟田市(公共下水道)など
コンセッション (公共施設等 運営権)	維持管理 + 改築更新	・利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が有します。施設の運営権を民間事業者に設定 (PFI法に基づく制度、性能発注、複数年契約)	・改築更新事業も含めた、長期間にわたる契約であることから、包括的民間委託に比べて、民間事業者のインセンティブが働きやすく、多くのコスト削減となる。 ・事業者撤退などの想定外のリスク発生の可能性がある。 ・職員数の削減の一方、民間事業者の技術力に強く依存することで、都としてのノウハウを広く喪失する。 ・国費など財源スキーム等の整理が必要となる。	浜松市(公共下水道) 「2018年度より実施」 -対象施設は、西濃浄化センター及びポンプ種み所 -管きとは対象外

出典： 東京都下水道局は、「見える化改革 報告書
下水道事業」2017年12月26日 56頁

http://www.toseikaikaku.metro.tokyo.jp/kaigi13/04-2_gesuidou/03_houkokusyo.pdf

6. コンセッション方式を導入する場合の個人情報保護の考え方

現行のコンセッション方式では、公共施設等運営権を設定しつつ、地方公共団体が事業実施者であり続けるという形態を採ることができないため、民間事業者は別途の事業運営主体となる。この場合、水道事業に係る個人情報について、当該民間事業者自身の個人情報と考えるのか、個人情報の取扱いについてのみは地方公共団体から委託を受けていると考えるのかについては、評価が別れよう。しかしながら、水道施設については運営権を設定せざるを得ず、事業主体は民間事業者であるとしても、それは不可欠に地方公共団体の施設を用いるもので、実質的には業務全体を地方公共団体から委託されているとみるのが自然であり、水道事業の個人情報を当該民間事業者が別の事業と共有したり別の事業に流用したりすることが出来るとするのは適切ではなく、個人情報の取扱いは地方公共団体から委託を受けていると解するのが適切であろう。そうすると、委託先たる民間事業者が不適切な個人情報の取扱いを行った場合の責任は、契約の方法にもよるところはあるが、原則として事業を依頼する国または地方公共団体の責任となる。

このように考えると、水道分野に現行水道法化でのコンセッション方式を導入する際も、総務省が民間委託の場合を想定して公表している個人情報保護に関する指針が参考になる。

個人情報保護、守秘義務等のあり方

(1) 個人情報保護のあり方

地方公共団体における民間委託等の推進に当たっては、条例において個人情報の保護に関して必要な事項を委託契約に盛り込むことを義務付ける等、個人情報保護について必要な措置を講じることが求められる。

(2) 守秘義務等について

民間委託等や派遣労働者の活用を行う場合、契約において秘密情報の漏えいに対する損害賠償を規定したり、従業員の退職後も秘密の保持を義務付けるため従業員との間に守秘義務について契約を結ぶよう働きかけたり、あるいは行政によるモニタリングなどを通じて秘密情報の管理体制・ルール等の整備・運用や、職員研修などが適切に行われることを行政として確保しておくことが必要である。

出典： http://www.soumu.go.jp/main_content/000156781.pdf

6.1 水道分野におけるコンセッション事業と情報管理・個人情報保護管理の重要性

水道分野の個人情報特有の問題を考えると、水道は各家庭や企業において（特に一般家庭において）ほぼ例外なく利用されるものであるため、悉皆性が強く、スマートメーターの利用ともパラレルに考えられるが、水道利用量や水道の利用方法などが、それぞれの家の生活の実態などをあらわすという側面も有している。また、不払い情報を含むため、与信管理の側面をもつ。このように、水道分野で取り扱われる個人情報は機微性が比較的高いといえ、コンセッションとして事業を委託する場合には、運営権の設定等、単に運営の委託に関する契約をするのではなく、個人情報保護に関する規律や情報管理・漏洩に対する対策などをしっかりと事前に取り決めておく必要があるといえる。

6.2 地方公共団体の窓口業務における適正な民間委託に関するガイドライン[14]

民間委託の場合の個人情報の取扱いの中でも、総務省行政管理局公共サービス改革推進室による「地方公共団体の窓口業務における適正な民間委託に関するガイドライン」は、同じように機微な情報を取り扱う例として参考となる。

地方公共団体の個人情報保護に関しては、「その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」とされ、地方公共団体ごとの条例に委ねられているが、上記ガイドラインにおいて、多くの条例においては、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするとき、個人情報の保護に関し必要な措置を講じ、委託を受けた者に対する十分かつ適切な監督を行わなければならない、と規定されていることが指摘されている。

民間委託、とくに水道分野の委託の場合には、地方公共団体は、その事務の実施において、個人情報が適正に取り扱われ、漏えい等が生じないように万全の体制整備

等をしなければならないところ、その具体的対策としては、①各地方公共団体の個人情報保護条例において、受託した民間事業者及びその従業員に関する規定を追加し、罰則の対象とするなどの法規整備を実施すること、②委託業務の内容に応じた情報の取扱の方法等を定めた実施要領を策定すること、③業務内容に限定した端末へのアクセス制限を実施するなどの個人情報保護に対する特段の配慮を求めることなどが挙げられている。

水道分野のコンセッションを進めようとする、まずはその希少性から、実際のオペレーションに興味がかいがちであるが、上記の通り、事業に伴う個人情報についても、悉皆性、生活についての予測が可能な点、与信情報を含む点など、機微な情報を含むのであるから、個人情報を委託する地方公共団体としては、まずは事業を運営する民間事業者(個人情報等を扱う担当者等を含む)に対し、十分に情報の重要性、センシティブ性を理解させることが必要であろう。

7. おわりに

水道分野におけるコンセッションは、全国的に行われているわけではなく、現在、いくつかの地域において検討が進められている状況にあるものである。

しかし、浜松市の例にみるように、具体的に民間事業者に運営権を与えて進める自治体も出現しており、政府方針として、水道分野におけるコンセッションを今後7兆円規模で拡大していくことが掲げられていることからすれば、現段階から、リスク管理の在り方、とくに個人情報管理の在り方について引き続き検討を進めることは重要であると考えられる。この場合、本発表においては個人情報の委託のスキームで整理したが、そもそも民間事業者が保有する個人情報であるとされる可能性もある。

水道は、まさにライフラインであり、それぞれの家庭において必ず利用されるものである。地域的に水道分野のコンセッションが進む場合、その地域全体の個人情報も、当該民間事業者は把握することとなる。この点について、水道分野においてコンセッション契約をおこなう自治体は自覚し、個人情報保護の在り方について、想定し得る限りの管理体制を構築し、引き続き、契約で問題が生じた場合のリスク軽減策を講じていくべきであろう。

参考文献

- [1] 「コンセッション 上下水道で導入なるか」日経コンストラクション2017年1月9日号26頁.
- [2] 原田大樹『公共制度設計の基礎理論』(弘文堂, 2014年)116頁.
- [3] https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016_zentaihombun.pdf (2018年1月24日最終閲覧)
- [4] <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/>

[h19/dl/071108-4_0001.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/houkou/suido/140328-1.html) (2018年1月24日最終閲覧)

- [5] <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/houkou/suido/140328-1.html> (2018年1月24日最終閲覧)
- [6] 日置潤一「水道におけるコンセッション導入の意義と今後の展開」水道公論第53巻7号(2017年7月号)32-34頁.
- [7] 厚生労働省健康局水道課「民間活用を含む水道事業の連携形態に係る比較検討の手引き」12-13頁.
- [8] 参照, http://www.orix.co.jp/grp/news/2017/171030_ORIXJ2.html(2018年1月24日最終閲覧), http://www.veolia.jp/sites/g/files/dvc891/f/assets/documents/2017/10/PR_Veolia_171030.pdf (2018年1月24日最終閲覧).
- [9] 参照, 日本経済新聞2017年3月21日付記事「浜松市で下水道初の運営権 仏ヴェオリア陣営が取得」https://www.nikkei.com/article/DGXLASDZ21HIL_R20C17A3000000/ (2018年1月24日最終閲覧)
- [10] 「水分野におけるコンセッションの今を追う 浜松市」水道公論第53巻10号(2017年10月)35頁.
- [11] 同上, 38頁.
- [12] 日本経済新聞2017年12月27日付記事「民間への下水道運営権売却, 東京都が検討」<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO25108280W7A221C1L83000/> (2018年1月24日最終閲覧)
- [13] http://www.toseikaikaku.metro.tokyo.jp/kaigi13/04-2_gesuidou/01_houkokushobassu.pdf (2018年1月24日最終閲覧)
- [14] 総務省行政管理局公共サービス改革推進室平成28年12月14日「地方公共団体の窓口業務における適正な民間委託に関するガイドライン」http://www.soumu.go.jp/main_content/000471459.pdf (2018年1月24日最終閲覧)